

駐車監視員活動ガイドライン

【池上 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道311号	環状八号線	千鳥3-11先区民プラザ入口交差点	東矢口3-31先新蒲田一丁目交差点	7-22	
2	国道1号	第二京浜	北馬込2-54先	多摩川2-16先多摩川大橋	7-22	
3	主要地方道318号	環状七号線	中馬込1-1先夫婦坂交差点	南馬込3-38先	7-22	
4	都道421号	池上通り	池上8-2先千鳥一丁目交差点	中央7-1先	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備考
1	主要地方道11号	多摩堤通り	下丸子2-1先下丸子交差点	西蒲田6-34先	8-20	
2	区道	池上バス通り	仲池上2-17先仲池上二丁目交差点	新蒲田2-13先新蒲田二丁目交差点	8-20	
3	主要地方道11号 ～区道	多摩堤通り～ガス 橋通り	千鳥3-25先千鳥三丁目交差点	下丸子2-12先ガス橋	8-20	
4	区道	本門寺新参道	池上4-30先本門寺新参道交差点	池上1-34本門寺総門先	9-19	
5	区道	—	下丸子2-11先	矢口3-1先	8-20	
6	区道	聖久が原通り	久が原2-1先	南久が原1-5先	8-20	
7	区道	ライラック通り	久が原3-35先	久が原3-40先	8-20	
8	区道	—	南馬込6-37先	南馬込1-32先	8-20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	最重点路線(環状八号線、第二京浜、池上通り)周辺	7-22	
2	東急線池上駅周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	重点路線周辺	8-20	
2	中央8丁目地区	8-20	
3	池上3丁目・6丁目～池上8丁目地区	8-20	
4	千鳥1丁目、2丁目地区	8-20	
5	東矢口2丁目地区	8-20	
6	矢口1丁目、矢口2丁目地区	8-20	
7	多摩川1丁目地区	8-20	
8	聖久が原商店街・久が原ライラック商店街及び周辺	8-20	

池上警察署 駐車監視員活動ガイドライン



凡例

- 警察署境界線
- 最重点路線
- 重点路線
- 最重点地域
- 重点地域

※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)2008ZENRIN CO.LTD.(Z07LC第015号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。